

# 債務整理報酬額表

(平成23年7月1日改定)

## I. 任意整理・特定調停・過払金返還請求（非事業者の場合 ※すべて消費税別）

項目	報酬額等	備考
1. 基本報酬	①消費者金融・信販会社・銀行等 ・1社あたり1万円～2万円 （取引履歴により異なる） 《計算方法》 入出金数×50円+1万円 （ただし、1社2万円まで） ②個人の債権者・商工ローン業者 ヤミ金融（無登録貸金業者）等 ・1社あたり3万円	○同じ会社でも、合併前の別会社、支店やブランドが異なる借入は上限1万円の範囲で加算する ○取引年数×千円+1万円が目安 1年間に借入8回、返済12回 →50円×20回=1000円 ○依頼人都合による契約解除及び依頼人の委任契約違反を原因とする辞任の場合には請求する
2. 追加報酬	①訴訟事件〔原告・被告とも〕 ・事件数×3万円を追加 ②特定調停事件 ・事件数×2万円を追加 ③時効援用通知（内容証明） ・通知数×2万円を追加	○左記①②は、簡裁訴訟代理業務及び裁判書類作成業務を含む ○左記①は、訴訟係属後に任意の和解が成立した場合も含む ○執行・控訴審等の裁判書類作成業務は、別事件として計算する
3. 和解報酬 過払報酬	借入先ごとに個別に計算する ①借入先との和解が成立した場合〔裁判和解、調停和解を含む〕 ・双方ゼロ和解：1社1万円 ・一括弁済和解：1社1万円 ・分割弁済和解：1社2万円 ②過払金の返還を受けた場合 ・返還額の20%（最低1万円）	○裁判書類作成業務の場合 ・訴状、答弁書、準備書面作成 1ページ1万円～ ・連絡書、証拠・相手方書類等 1ページ1000円～ ・過払金の返還を受けた場合 返還額の10%を加算する ただし、左記②を上限とする
4. 振込代行料	○債務弁済金の振込代行手数料 ・振込回数×500円	○金融機関の送金手数料は、別途実費として請求する
5. 日当	○1時間につき5千円 （ただし、1日2万円まで）	○訴訟のため、遠隔地の裁判所に出頭する場合などに請求する
6. 実費	○実費は別途請求する ・交通費（運賃・通行料等） ・通信費（郵便代・送料等） ・訴訟費用（印紙代・予納金等） ・抵当権等の抹消費用、その他	○ガソリン代は概算で請求する ○相続人からの依頼の場合、相続人調査の報酬、実費が別途必要 ○抵当権等の抹消登記の報酬は、別途登記報酬規定による
7. その他	和解契約の成立後に、再度支払い月額等の変更につき各借入先との交渉を受任する場合には、当初の委任契約とは別契約とする。	

《報酬の計算例：借入先5社の場合》

	取引期間	基本報酬	処理方法	追加報酬	結果	和解報酬等
A社	約3年	約13,000円	任意整理	なし	一括弁済和解	10,000円
B社	約2年	約12,000円	任意整理	なし	分割弁済和解	20,000円
C社	約8年	約18,000円	過払請求	なし	20万円返還	40,000円
D社	約10年	約20,000円	過払訴訟	30,000円	40万円返還	80,000円
E社	約5年	約15,000円	特定調停	20,000円	特定調停成立	20,000円※

※申立代理の場合にのみ請求する。「本人申立（申立書作成のみの依頼）」の場合には請求しない。

II. 自己破産・個人民事再生申立書作成（非事業者の場合 ※すべて消費税別）（注）

項目	報酬額等	備考
1. 基本報酬	①自己破産 ・借入先5社まで：10万円 以降+1社につき+1万円 ②個人再生〔住宅ローンなし〕 ・借入先5社まで：15万円 以降+1社につき+1万円 ③個人再生〔住宅ローンあり〕 ・借入先5社まで：20万円 以降+1社につき+1万円	○同じ会社でも、合併前の別会社、支店やブランドが異なる借入は別の業者として計算する ○当該業務は「書類作成業務」となるため、住宅ローン借入先との協議は依頼人自身が行う ○不動産の任意売却が必要な場合には、当該不動産の登記申請手続は、別途登記報酬規定による
2. 免責報酬 認可報酬	①自己破産〔免責確定時〕 ・10万円 ②個人再生〔認可決定確定時〕 ・10万円	○免責決定が確定した場合、又は認可決定が確定した場合にのみ請求する
3. 日 当	○1時間につき5千円 (1日につき2万円まで)	○申立のため、遠隔地の裁判所に出頭する場合などに請求する
4. 実 費	○実費は別途請求する ・交 通 費（運賃・通行料等） ・通 信 費（郵便代・送料等） ・訴訟費用（印紙代・予納金等） ・その他実費	○ガソリン代は概算で請求する ○相続人からの依頼の場合、相続人調査の報酬、実費が別途必要
5. その他	① 任意整理案の提示前に自己破産・個人再生に移行する場合には、自己破産・個人再生の報酬のみを請求できるものとし、任意整理の基本報酬との過不足額を清算する。 ② 任意整理案の提示後に自己破産・個人再生に移行する場合には、任意整理の報酬とは別に自己破産・個人再生の報酬を請求できるものとする。ただし、その事情により相当額を減額する。 ③ 個人再生申立後に自己破産に移行する場合には、個人再生の報酬とは別に自己破産の報酬を請求できるものとする。ただし、その事情により相当額を減額する。 ④ 自己破産が棄却又は免責不許可となったため、改めて個人再生の申立をする場合には、自己破産の報酬とは別に個人再生の報酬を請求できるものとする。ただし、その事情により相当額を減額する。 ⑤ 自己破産・個人再生とは別に過払金の返還を受けた借入先があるときは、別途過払金返還請求分の報酬を請求できる。	

(注) 自己破産・個人再生は地方裁判所の管轄となるため、司法書士には代理権限がありません。そのため、当該業務は「申立代理」ではなく「裁判所提出書類作成業務」の依頼となります。